

介護保険法の一部改正（指定介護予防支援事業者の対象拡大）に伴う利用者との契約の考え方について

| ケアプラン作成事業者 | R6.4/1以降の契約手続き |
|--|---|
| 地域包括支援センターが作成している場合 | 変更・対応の必要なし |
| 介護予防支援事業者の指定を受けない居宅介護支援事業者が一部委託により作成している場合 | |
| 介護予防支援事業者の指定を受ける居宅介護支援事業者が一部委託により作成している場合 | <p>地域包括支援センターが締結している現行契約の終了及び新規契約の締結</p> <p>※新規契約については、予め3者契約とすることで、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約手続きの漏れを未然に防止することができます。（市へのサービス計画作成の届出は、都度、必要となります）</p> |